

低排出ガス車認定実施要領改正案について

1. 新たに認定の対象とする自動車

- ① 車両総重量が3.5トンを超える自動車であって、型式指定を受けたもの又は装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えたものについて低排出ガス車として認定することを予定しています。(※軽油を燃料とする車両総重量が3.5トンを超える自動車は、現在、低排出ガス車の認定対象とされています。)

なお、それらの自動車を製作又は輸入する者等からの申請に基づいて認定を行う予定です。

- ② また、改造車について、別途パブリックコメントを行っている「自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程第二条の評価を受けるために行う自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領(案)」の認定を受けた自動車について低排出ガス車として認定することを予定しています。

なお、それらの自動車は、当該改造認定の申請者からの申請に基づいて認定を行う予定です。

2. 認定基準

車両総重量が3.5tを超える自動車は、表1に掲げる車両総重量別に耐久走行を行った後、JEO5モードで運行する場合に発生する排出物について、表2に掲げる基準のいずれかを満たすこととする予定です。

表1

車両総重量	耐久走行距離
3.5トン超8トン以下	25万km (ただし、ガソリン、LPG、圧縮天然ガスを燃料とする自動車は18万km)
8トン超12トン以下	45万km (ただし、ガソリン、LPG、圧縮天然ガスを燃料とする自動車は18万km)
12トン超	65万km (ただし、ガソリン、LPG、圧縮天然ガスを燃料とする自動車は18万km)

表2

(単位：g/kWh)

	窒素酸化物 (NO _x)	粒子状物質 (PM)
平成17年基準 排出NO _x 10%低減レベル	1.8以下	0.024超 0.027以下
平成17年基準 排出PM10%低減レベル	1.8超 2.0以下	0.024以下
平成17年基準 排出NO _x 10%低減かつ 平成17年基準 排出PM10%低減レベル	1.8以下	0.024以下

※NO_x、PM以外の排出物は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条第2項の基準に適合していること。

なお、車両総重量3.5トン以下の自動車については、現行の低排出ガス車認定実施要領に定める基準を満たすこととする予定です。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布・施行：平成19年2月中